

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）に関する論点案

<農林水産省>

1. 全体として

- ① 削減方策として全般的に「書類の押印の省略を徹底」するとされているが、
 - (1) 現状、どのような形で押印が義務付けられているのか。
 - (2) 具体的に、どのように押印の省略の徹底を進めるのか。
 - (3) 通常、押印は真正性や本人意思の確認として求めているとされているが、こういった点については、押印省略によっても担保されると考えているのか。（評価基準 1－②関係、自己点検結果 A）

2. 漁業法

- ② 都道府県知事の漁業の許可は手続件数も多く（11万件/年）、電子申請導入のニーズは一定程度存在するとも考えられるが、農林水産省が主導して電子申請の仕組みにつき、検討する余地はないか。（評価基準 4 関係、自己点検結果 B）

以上

営業の許可・認可に係る手続の観点別チェックシート

【本資料について】

○各省から提出された自己点検結果を、事務局にて取りまとめたもの。今後、（事務局及び）行政手続部会で確認を行う予定。
 ○今回の自己点検は、主に基本計画に記載された内容につき確認したもの。したがって、例えば、既に何らかの取組が行われている項目や、今後何らかの取組を行う予定があるが、基本計画に記載がない項目も、今回の作業では○に分類されている。

番号	事項名	根拠法令等	条項	オンライン 手続件数	非オンライ ン 手続件数	手続件数計	手続件数 計に占め るオンライ ン手続 きの割合	基本計 画	コスト計 測	1. 提出書類・情 報のスリム化（添 付書類含む）					2. 申請様式の記載方法、 記載内容の使いやすさ／分 かりやすさの改善					3. 書式・様式、運用ルール の統一／標準処理 期間・審査基準の公表等					4. 書類 提出コスト の削減	5. 取組の実効性		
										1-① 提出書 類・情 報の見 直し	1-② 真正 性・本 人確認 の見直 し	2-① 申請様 式のデ ジタル 化	2-② 申請様 式の記 載方法 等の見 直し	2-③ 相談対 応体制 の充実	3-① 書式・ 様式の 統一	3-② ローカ ルルー ル	3-③ 審査基 準の公 表	3-④ 標準処 理期間 の公表	3-⑤ 処理期 間の短 縮・進 捗状況 の情報	4 書類提 出コスト の削減	5-① 各年度 ごとの 工程	5-② コスト 計測の 精緻化	5-③ 3か年 計画か					
231	漁業の免許	漁業法	第10条	0	145	145	0.00%	○		C	A	B	C	A	A	C	A	B	C	B	C	-	A					
247	都道府県知事の漁業の許可	漁業法	第65条 第1項	0	111,410 (平成26 年)	111,410 (平成26 年)	#VALUE!	○	○	C	A	B	C	A	A	C	C	B	C	B	C	C	A					

個別事情の説明シート

資料4-2

番号	根拠法令等	説明欄 (A、B評価の取組を行うことが困難な手続について、その理由・事情。基本計画に記載されていないが、説明したい事項がある手続等)
231	漁業法	1-① 既に各都道府県の規則等に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2-② 既に標準様式及び記入例を各自治体の判断により公表している。 3-② 各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて判断すべき事項であることから、各自治体で審査基準や標準処理期間等を設定、公表をしている。 3-④ 標準処理期間の公表については各自治体で適切に判断している。 3-⑤ 各自治体において、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。 5-① 初年度にコスト計測を実施した上で、可能な限り早期に実施することとしている。
247	漁業法	1-① 既に各都道府県の規則等に定められた必要最小限の情報しか求めていない。 2-② 既に標準様式及び記入例を各自治体の判断により公表している。 3-②、3-③ 各地方公共団体が、それぞれの地域の実情に応じて判断すべき事項であることから、各自治体で審査基準や標準処理期間等を設定、公表をしている。 3-④ 標準処理期間の公表方法については各自治体で適切に判断している。 3-⑤ 各自治体において、処分の状況について問い合わせがあれば回答する体制となっている。 5-① 初年度にコスト計測を実施した上で、可能な限り早期に実施することとしている。 5-② 当該手続に係る工程を洗い出し、可能な限り正確なコスト計測を行うよう基本計画の見直しを検討。